

放課後等デイサービスの利用者負担改善を求める意見書

放課後等デイサービスは平成24年4月、障がいのある（療育が必要と認められる）子どもたちの学齢期における支援の充実のため創設され、「障がい児の学童保育」と言われている。

この制度の利用者負担は原則として1割負担であるが、住民税非課税世帯は自己負担無しとするとともに、住民税課税世帯は所得に応じて、月額負担上限額を4,600円、または3万7,200円と定めている。

しかしながら、応能負担が原則とはいえ、負担上限額4,600円と3万7,200円とでは非常に大きな差がある。独自で負担軽減策を行っている自治体もあるが財源に限りがあることから、階層区分の細分化など、よりきめ細かな支援の充実が必要である。

また、本区でも重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスでは、約1割の家庭において3万7,200円の上限額負担となっている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、現状を踏まえて障がい者と保護者の願いに沿った適切な措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年10月21日

江東区議会議長 山本 香代子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて